

令和2年9月25日

令和2年度第3回大崎市農業委員会定例総会  
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和2年9月25日（金）

午後1時30分開会～午後3時8分開会

2. 場 所

宮城県土地改良事業団体連合会 古川事業所3階会議室

3. 報告事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 農地法第5条第1項の規定による許可書の返戻届について

4. 審議議案

議案第36号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第37号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第39号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議案第41号 買受適格証明願（農地法第3条関係）について

5. 協議事項

1) 農政

協議（1） 市長に対する政策提案について

6. 出席委員（23名）

1番 小 関 芳 樹 委員	2番 櫻 井 正 幸 委員
3番 武 田 俊 美 委員	4番 佐 藤 裕 之 委員
6番 佐々木 正 彦 委員	7番 布 塚 幸 子 委員
8番 鈴 木 淳 也 委員	9番 菅 原 ひろみ 委員
10番 横 山 藏 人 委員	11番 中 鉢 守 委員
13番 高 橋 英理子 委員	15番 下 山 信 行 委員
16番 只 埜 和 臣 委員	17番 菅 原 まり子 委員
18番 高 橋 順 子 委員	19番 中 條 泰 洋 委員
20番 菅 原 清 一 委員	21番 小野寺 正 晃 委員
22番 鈴 木 至 委員	23番 佐々木 涉 委員

24番 齋藤 浩義 委員

25番 熊谷 安正 委員

26番 佐々木 政直 委員

6. 欠席委員（3名）

5番 齋藤 真理子 委員

12番 渋谷 裕子 委員

14番 佐々木 俊通 委員

7. 遅刻委員（なし）

8. 議案提案者

会長 佐々木 政直

9. 出席職員

事務局長 伊藤 文夫

事務局次長 新堀 秀一

事務局長補佐 小玉 康裕

事務局長補佐 真田 賢一

主幹兼係長 佐藤 昌紀

主幹兼係長 今野 エリ子

事務所長 千葉 浩昭

主幹兼係長 佐藤 孝

事務所長 門間 道浩

午後1時30分開会

事務局（真田賢一事務局長補佐）

それでは、ただいまから令和2年度第3回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。

開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長（佐々木政直会長）

〔挨拶〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

ありがとうございました。

続きまして、次第の2、議長選出について、大崎市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長よろしくお願いたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、ただいまより開催させていただきたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

本日の欠席通告者は、5番齋藤真理子委員、12番渋谷裕子委員、14番佐々木俊通委員でございます。

定足数13名、本日の出席委員は23名であります。出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3、会期の決定についてお諮りいたします。

会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の4、議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。6番佐々木正彦委員、7番布塚幸子委員をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に小玉事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（新堀秀一事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

ありがとうございました。

それでは、次第の7、審議事項に入ります。

審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

それでは、審議事項の報告に入る前に取下げがありましたので、ご説明させていただきます。

議案書の7ページ、議案第36号番号122番、123番の2か件。こちら取下げで

ございます。続きまして11ページ、議案第38号の番号119番のこちら1案件です。計3案件が7月23日付で取下げがありましたのでご報告いたします。

それに伴いまして、目次の件数も変更となります。議案第36号が13案件から11件に、議案第38号が13件から12件に、合計が41件から38件に変更となっておりますので、こちらご報告申し上げます。

それでは、報告に入らせていただきます。

〔報告1～3の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から3事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。8番。

8番（鈴木淳也委員）

8番。報告1の番号74番について確認させてください。耕作できなくなったためということですが、現在この田んぼにつきましては、作付はされているのですか。それと、今後、誰か引受手というのはいらっしゃるのかどうか、確認させてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

はい。こちらのほうですね、次に耕作する方につきましては決まっているということではなく、何も決まっていないような状況で、借人の方が耕作できなくなったということでの解約でございます。

議長（佐々木政直会長）

8番、よろしいですか。

8番（鈴木淳也委員）

はい。

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

ほかにご質問がないようでございますので、これより議案審議に入ります。

議案第36号農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について、番号111番から123番まで13か件のうち、取下げがあった番号122番、123番を除く11か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、11か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。10番。

10番（横山藏人委員）

10番横山です。番号121番について、伺いたいと思います。

経営規模拡大のためと事由にありますが、譲受人は貸付けの面積のほうが多いのに、今回売買によって取得する畑の面積が大分多いのです。何か目的というか用途はどのようなものなのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

はい。番号121番でございます。こちらにつきましては、退職に向けて自宅近くに農地を取得し、ジャガイモ、タマネギ、カボチャを1,000平米ずつ植えたい、営農したいということでの計画が出されております。それで、貸付農地があるということでございますが、こちらにつきましては全て田ということで、今回の取得は畑ということでの取得となってございます。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

10番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

ほかになければ、11か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第36号番号111番から123番まで13か件のうち、取下げがあった番号122番、123番を除く11か件について許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第37号農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について、番号8番1か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願いいたします。

19番（中條泰洋委員）

19番です。昨日9月24日、11番委員、15番委員、16番委員、17番委員、18番委員、20番委員、事務局2名2班体制で現地調査をしていただきました。それでは、現地調査委員から現地調査結果の報告を行います。番号8番を17番委員、お願いいたします。

17番（菅原まり子委員）

17番です。番号8番。申請地周辺の状況ですが、立地としましては市道に面した丘陵地でした。周囲は東は市道、西は畑、南は市道を挟んで宅地、北は畑でした。申請地の管理状況は、既に更地になっておりました。さらに一部、約3分の1くらいですか、30センチくらいの土盛がされておりました。農地区分ですが、10ヘクタール未満の小集団農地の一部であることから第2種農地として見られました。周辺農地への影響は特に問題ないと思います。それから、雨水は今後側溝をつくり、そこに流す予定だそうです。生活排水は浄化槽です。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ありがとうございました。それでは、1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。21番。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。私の地元ですので、こちらのほうに昨日足を運びまして現況を確認しました。その時に、あと地権者の方がいらっしゃったので地権者の方に、こう

いった形で、もう既に、土盛もされてて、造成もされてた状態について、そこま  
で至った経緯を聞きましたら、事前にやって良いものだと勝手に解釈してやって  
しまったとのことであり、本人も今回に関しては、事前着工を認めておりました。  
なお、施工したのは、申請人の父親が今回やってしまったということでありまし  
た。審議についてよろしく願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

質疑ございませんか。20番。

20番（菅原清一委員）

20番です。ここは事前着工の無断転用なので、何らかの処置が必要と思います。  
その状況に則って処置したほうが良いと思います。

議長（佐々木政直会長）

今20番のほうから事前着工ではないかというようなご意見が出されました。その  
ほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、今の20番の意見を踏まえて19番のほうからまとめていただきたいと思  
います。

19番（中條泰洋委員）

19番です。番号8番の件ですが、現地調査報告のとおり既に土盛がされていた  
との報告がありました。21番の地元委員からも既に土盛がされて事前着工との意  
見がありました。そして、20番委員からも事前着工で何らかの処置が必要だとい  
うお話がありました。この件はですね、事前着工の無断転用でありますので、申  
請人には会長及び県知事宛てに始末書の提出と無断転用である旨の意見を付して  
県に進達をしていただくということでまとめたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

ありがとうございました。ただいま19番にまとめていただきましたが、これで  
よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、議案第37号番号8番、1か件について、会長及び県知事宛てに始末  
書の提出と無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）



議案第38号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号108番から120番までの13か件のうち、取下げがあった番号119番を除く12か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願いたします。

19番（中條泰洋委員）

それでは現地調査委員から現地調査結果の報告を行います。番号108番を20番委員，報告をお願いいたします。

20番（菅原清一委員）

20番です。それでは番号108番の報告をします。周辺の状況として立地は、周辺は農地に囲まれている集落の一部でありました。また、申請地は居宅の一部が今回の申請地であります。管理状況については、東側には生垣がありまして、大分前からではあるとは思いますが駐車場として利用をしていたということで見えてまいりました。農地区分については、小集団農地の一部であるため第2種農地であります。立地境界は東，北，南側にU字溝が設置されており，雨水排水については中央に集合枡を設置しており，東，北，西側の水路にそこから流している状況でありました。接続する農地への周辺農地への影響についてですが，そのようにU字溝も設置されており，影響はないものと見てまいりました。調査会では無断転用と見ております。皆さんにご審議のほうよろしくお願いたします。

19番（中條泰洋委員）

番号109番，110番，111番を16番委員，報告をお願いいたします。

16番（只埜和臣委員）

16番です。では，番号109号を報告させていただきます。申請地の周辺の状況でございますが，山間地の住宅地の一角でございます。申請地の管理状況でございますが，除草管理がされておりました。農地区分でございますが，10ヘクタールに満たない小集団農地の一部であることから，第2種農地として見てまいりました。東に畑，西に住宅，南に市道と排水路，北側に農地がございました。周辺

農地への影響でございますが、雨水排水に対しましては自然排水で処理できることから問題ないと見てまいりました。以上です。

続けて番号110番を報告させていただきます。申請地の状況ですが、山間部の農地の一角でございます。申請地の管理状況でございますが、雑草は繁茂している況でございます。農地区分といたしまして、10ヘクタールに満たない小集団農地の一部であることから第2種農地として見てまいりました。周辺農地の影響でございますが、東側に農地、西側に農地、南側に農地、北側に道路がございました。雨水排水に対しましては自然排水で処理できることから影響ないものと見てまいりました。

続きまして、番号111番をご報告申し上げます。申請地の状況でございますが、住宅地内の一角の農地でございます。申請地の管理状況は除草管理がしっかりされておりまして。農地区分といたしましては、10ヘクタール以上の一団の農用地に属し、原則は不許可だが、居住者に必要な施設であり集落に接続して設置されるため、例外的に許可できる第1種農地として見てまいりました。周辺農地への影響につきましては、雨水の排水は南側の排水路に流出し、生活排水は合併浄化槽を設置するということでありましたので、問題ないと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号112番を20番委員，報告をお願いいたします。

20番（菅原清一委員）

20番です。番号112番を報告します。周辺の状況として宅地で道路に挟まれた場所でありました。申請地の管理状況は、去年は作付がされたような状況で、今回は雑草繁茂の状況でありました。農地区分については住宅が連担する区域に属する農地であるため第3種農地と見てきました。周辺農地への影響についてですが、雨水の排水については東，西，南の側溝に流し，生活排水については浄化槽を使用し，接続する農地もないため影響はないと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号113番，114番，115番を15番委員，報告をお願いいたします。

15番（下山信行委員）

15番です。番号113番につきまして，ご報告いたします。申請地周辺の状況でこ

ございますが、住宅地内の一角でございまして、東に農地、西に住宅、南にU字溝と道路を挟んで農地があり、北側が住宅となります。申請地の管理状況でございますが、除草管理がされておりまして、大変きれいな状態でございます。農地区分につきましては、都市計画区域内で用途指定された農地である第3種農地となります。雨水排水につきましてはU字溝への排水、生活排水につきましては浄化槽を設置し、周辺農地への影響については特に問題はないと見てまいりました。

続きまして、番号114番についてご報告いたします。申請地周辺の状況でございますが、住宅地内の一角でございまして、東が住宅、西に農地、南にU字溝と道路を挟んで農地があり、北には住宅があります。申請地の管理状況でございますが、除草管理がされておりまして、こちらも大変きれいな状態でございます。農地区分につきましては、都市計画区域内で用途指定された農地である第3種農地となります。雨水排水につきましてはU字溝への排水、生活排水につきましては浄化槽設置となり、周辺農地への影響につきましては特に問題はないと見てまいりました。

続きまして、番号115番のご報告をいたします。申請地周辺の状況でございますが、県道沿いの畑で東に住宅、南に市道、西に県道、北に水路がございました。申請地の管理状況でございますが、畑として一部にナスが作付されておりました。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農用地に属し、原則は不許可だが、一時的な転用であるため例外的に許可できる第1種農地となります。雨水の排水につきましては側溝への排水となり、周辺農地への影響につきましては、特に問題はないものと見てまいりました。以上です。

#### 19番（中條泰洋委員）

番号116番を20番委員、報告をお願いいたします。

#### 20番（菅原清一委員）

20番です。番号116番を報告します。周辺の状況として宅地に囲われている場所です。申請地の管理状況ですが、一部に畑が耕作されていて、オクラ、豆、ナスが植えられている状況でございます。農地区分については都市計画区域内の用途指定された土地であるため第3種農地であります。周辺農地への影響については、周りには農地はなく影響はないですが、雨水の排水については南側水路に流し、生活排水は下水ということであります。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号117番を18番委員，報告をお願いいたします。

18番（高橋順子委員）

番号117番，太陽光パネル設置の転用目的です。周辺の状況につきましては，山間部の一角でございます。周囲の状況に関しましては東側が山林，西側は水路を挟んで道路，南側はきれいに草刈りし管理された農地，北側は宅地となっております。申請地の管理状況につきましては，少々草が伸びておりましたが管理されておりました。農地区分につきましては，10ヘクタールに満たない小集団の一部であることから第2種農地と見てまいりました。周辺農地への影響につきましては，雨水は自然排水で処理できるとのことで，特に問題ないものと見てまいりました。以上でございます。

19番（中條泰洋委員）

番号118番，120番を11番委員，報告をお願いいたします。

11番（中鉢 守委員）

11番です。番号118番を報告します。転用目的は簡易牛舎とパドック。立地条件が中山間にあり，山裾を開いた，昔大分前に切り開いたような畑になっておりました。周囲への状況としましては東側に譲渡人の自宅がありまして，あと南面は道路，西と北は山林に面しておりました。申請地の管理状況は草地でした。畑といっても草地ですから草地の刈り跡になっておまして，短く刈られておりました。農地の区分としましては，第1種農地の10ヘクタール以上の一団の農用地に属し原則は不許可だが，居住者に必要な施設であり，集団に接続して設置されたため例外的に許可ができる第1種農地です。隣地境界は，山側に結構大きな深く掘られた土側溝がありました。南面は一段下がって道路，北側はやはり側溝がありました。雨水排水は自然浸透とあと周りに側溝がありますので，そちらに流れます。生活排水といたしますか，牛舎等から出る排水などは，し尿枘を設置して対応するというので特に問題はないと見てきました。以上です。

番号120番を報告します。転用目的は砂利採取で一時的転用です。立地条件が周辺を農地に囲まれた水田です。周囲は豆畑や水田，あと道路を挟んでやはり水田，水田に囲まれております。申請地の状況は，今年の水田の刈り跡になっておりました。農地区分としては農振農用地になっております。隣地境界といたしますか，

その農地への影響としましては、砂利採取なのでそのままということです。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、12か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。10番。

10番（横山藏人委員）

10番です。番号117番についてお伺いいたします。備考欄の工期がとても短いような気がするのですが、今日の議案に載って許可される日というのはいつ頃になるのですか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

許可日につきましては10月の中頃から20日の間くらいかなと思いますが、工期につきましては2週間もあれば大丈夫だというような説明は聞いてございます。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

10番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほかございませんか。21番。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号108番についてです。こちらはもう既に車両等が停まっているということですが、現状がそのような状態ですので、地元委員の方とかに何かそういった情報等があれば、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしく願いします。

議長（佐々木政直会長）

22番、お願いします。

22番（鈴木至委員）

22番です。議案第38号、番号108番について、地元委員として意見を求められましたのでご説明いたします。譲受人の自宅に、昨日2回、本日1回、伺いましたところ不在であったため、お会いすることができませんでした。申請地は、上段

の譲渡人の夫が死亡したことによる相続によるもので、近隣の方によれば、譲渡人の2人とも耕作したことはなく、また、隣接する宅地と併せて、数年前まで建設会社の機械置場として使用していたようでした。つまり、優良農地とはいえない経過を辿っている状況であります。

議長（佐々木政直会長）

番号108番の件で質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

ご質疑がなければ、19番にまとめていただきたいと思います。

19番（中條泰洋委員）

19番です。番号108番について、現地調査委員の報告で、既に車両駐車場として利用されていたとの報告がありました。地元委員の報告を聞いたところ、無断転用でありますので、会長及び県知事宛てに始末書の提出と、無断転用である旨の意見を付して進達をしていただくということでまとめていたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号108番は会長及び県知事宛てに始末書の提出、それから無断転用である旨の意見を付して進達するというところでよろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第38号、番号108番から120番までの13か件のうち、取下げがあった番号119番を除く12か件から番号108番を除いた11か件について意見相当と認め、県に進達いたします。

なお、番号108番1か件については会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第39号農地転用事業計画変更承認申請について、番号14番1か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、1 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第39号番号14番、1 案件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第40号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、番号283番から292番までの10案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、10案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、10案件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第40号番号283番から292番までの10案件について承認し、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第41号買受適格証明願（農地法第3条関係）について、番号2番から4番まで3案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（佐藤昌紀主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

3か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第41号番号2番から4番までの3か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第41号番号2番から4番までの3か件について、買受適格者として証明いたします。

これで、7、審議事項を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。2時45分まで。

〔午後2時35分から午後2時45分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開いたします。

次第の8、協議事項に入ります。

農政の協議（1）市長に対する政策提案について、事務局より説明願います。

事務局（今野エリ子主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

ご質問がなければ、農政の協議（1）市長に対する政策提案について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、農政の協議（1）市長に対する政策提案については、原案のとおりと決定いたします。

ここで、事務局より業務予定をお願いいたします。

事務局（伊藤文夫事務局長）

〔業務予定〕



議長（佐々木政直会長）

ありがとうございました。

そのほか、事務局、委員の皆様から報告並びに連絡事項はございませんか。事務局。

〔事務局からの連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

ほかにないようですので、これで令和2年度第3回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時8分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月25日

会 長 佐々木政直

委 員 佐々木正彦

委 員 布塚 幸子